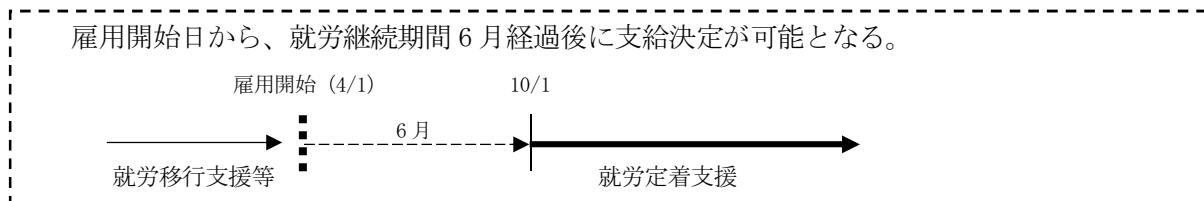


## 就労定着支援の支給決定期間について

### (1) 基本的な場合



### (2) トライアル雇用について

#### ○ 従来の取扱い

- ・一般就労後、就労移行支援等のサービスは利用不可。
- ・しかし、トライアル雇用中は、就労移行支援等のサービスは利用可。(国通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A型、B型) における留意事項について」による)

#### ○ 就労定着支援におけるトライアル雇用の取扱い

- ・トライアル雇用は就労とみなし (就労継続期間 6 月に含めて)、支給決定の始期を設定する。
- ・トライアル雇用中に就労移行支援等のサービスを利用していた場合は、就労移行支援等のサービスの利用終了後、さらに就労継続期間 6 月経過後に就労定着支援の支給決定が可能となる。  
(トライアル雇用開始より 6 月後とはならない。)



現在の在職証明書からはトライアル雇用の有無が分からないため、就労定着支援の始期を正確に設定できないケースが散見された。

#### ○ 今後の取扱い

##### 【トライアル雇用「無」の場合】

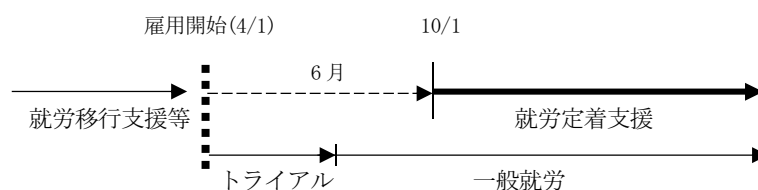
上記 (1) 「基本的な場合」と同様に決定する。

##### 【トライアル雇用「有」の場合】

在職証明書 (又は就労確認書) においてトライアル雇用「有」の場合 (※様式変更)、区役所等では、トライアル雇用中に利用していたサービスの利用実績の有無の確認を行います。この結果に基づき、支給決定始期の判断を行います。(下記ア・イ参照) よって、在職証明書等には、トライアル雇用の有無がもれなく記載されるようご配慮をお願いします。

#### ア) トライアル雇用中に就労移行支援等のサービスの利用実績がなかった場合

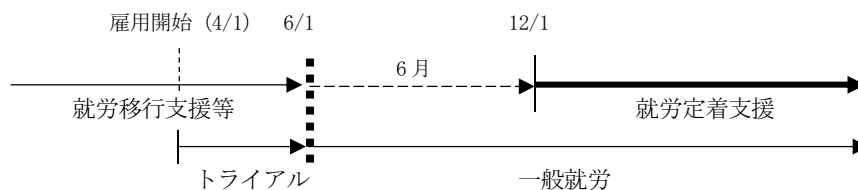
トライアル雇用開始日から、就労継続期間 6 月経過後に支給決定が可能となる。



(例) トライアル雇用開始日：4月1日 [サービス利用実績なし (※)]

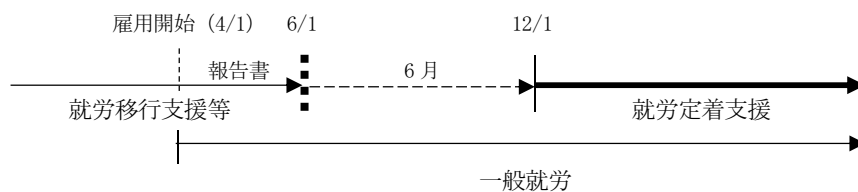
→ 6 月経過後の 10 月 1 日 より支給決定可能

イ) トライアル雇用中も引き続き就労移行支援等のサービスを利用していた場合  
 就労移行支援等のサービス終了後、就労継続期間 6 月経過後に支給決定が可能となる。



(例) トライアル雇用開始日：4月1日  
 就労移行支援等のサービス最終利用日：5月31日 (※)  
 → 6 月経過後の 12月1日 より支給決定可能

\* 『一般就労している者の日中活動サービス利用予定にかかる報告書』が提出され、支給決定されている場合も、上記イ) の取扱いと同様となる。



(例) 一般就労開始日：4月1日  
 就労移行支援等のサービス最終利用日：5月31日 (※)  
 → 6 月経過後の 12月1日 より支給決定可能